

消防局職員の懲戒処分について

地方公務員法第29条の規定により、本日付で次のとおり職員の処分を行いました。

1 被処分者及び処分内容

所属	職名	年齢	処分内容
港北消防署	消防吏員	30代	免職

2 事案の概要

被処分者は、令和5年2月28日（火）に横浜市西区の商業施設の多目的トイレで、女子高校生に現金を渡し、わいせつな行為をしたとして、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反の疑いで同年5月24日（水）に神奈川県南警察署に逮捕されました。

その後、6月2日（金）に横浜区検察庁に略式起訴され、罰金80万円の略式命令が出されました。

3 管理監督者処分

なし

4 ひらなか たかし
平中 隆 消防局長のコメント

当局職員の不祥事により、市民の皆様の信頼を大きく損ねたことを深くお詫び申し上げます。

市民の安全・安心を守るべき消防職員として、あってはならない行為であり、職員一人ひとりの倫理観の醸成を図るとともに、再発防止に取り組み、市民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

お問合せ先

消防局人事課人材育成・監察担当課長 長谷川 徹 Tel 045-334-6547